

加東市地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

震災総則ー4
第1編 総則
第1章 計画の前提
第2節 防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務

第1 防災機関の事務又は業務の大綱
 <略>
 3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿管区警察局		1 管区内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用		
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成	災害時における通信手段の確保		
近畿財務局神戸財務事務所		仮設住宅設置可能地の提示	1 災害復旧事業費査定 2 地方公共団体に対する単独災害復旧事業（起債分）の査定及び災害融資 3 金融機関に対する緊急措置の指示	復興住宅建設等候補地の提示
近畿厚生局		災害時における医療救護		
兵庫労働局（西脇労働基準監督署）	工場、事業場における産業災害防止の監督指導			
近畿農政局	1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域（直轄）の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成	
（兵庫農政事務所）	災害救助用米穀及び災害対策用乾パン・乾燥米飯の備蓄	災害救助用米穀及び災害対策用乾パン・乾燥米飯の供給（売却）		
近畿中国森林管理局	1 国有保安林、治山施設、落石防止施設等の整備 2 国有林における災害予防及び治山施設による災害予防 3 林野火災予防対策	災害対策用復旧用材の供給	国有林における荒廃地の復旧	

第1編 総則
第1章 計画の前提
第2節 防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務

第1 防災機関の事務又は業務の大綱
 <略>
 3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿管区警察局		1 管区内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用		
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成	災害時における通信手段の確保		
近畿財務局神戸財務事務所		仮設住宅設置可能地の提示	1 災害復旧事業費査定 2 地方公共団体に対する単独災害復旧事業（起債分）の査定及び災害融資 3 金融機関に対する緊急措置の指示	復興住宅建設等候補地の提示
近畿厚生局		災害時における医療救護		
兵庫労働局（西脇労働基準監督署）	工場、事業場における産業災害防止の監督指導			
近畿農政局	1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域（直轄）の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成	
（兵庫農政事務所）	災害救助用米穀及び災害対策用乾パン・乾燥米飯の備蓄	災害救助用米穀及び災害対策用乾パン・乾燥米飯の供給（売却）		
近畿中国森林管理局	1 国有保安林、治山施設、落石防止施設等の整備 2 国有林における災害予防及び治山施設による災害予防 3 林野火災予防対策	災害対策用復旧用材の供給	国有林における荒廃地の復旧	

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>				<改 正 後>				<修正理由>		
近畿経済産業局	危険物等の保安確保対策の推進	1 災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保 2 事業者（商工業等）の業務の正常な運営の確保 3 危険物等の保安の確保	1 生活必需品、復旧資機材の円滑な供給の確保 2 被災中小企業の振興	1 被災地の復興支援 2 ライフライン施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	近畿経済産業局	危険物等の保安確保対策の推進	1 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保	1 生活必需品、復旧資機材等の調達のに関する情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水道の復旧支援	1 被災地の復興支援 2 電力・ガス施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	県防災計画の修正に伴う修正
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類都市ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害の応急対策			中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類都市ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害の応急対策			
近畿地方整備局（兵庫国道事務所）（姫路河川国道事務所）	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 災害応急対策用資機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4 市の災害予防に関する事務又は業務支援	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 市の災害応急対策に関する事務又は業務の支援	直轄公共土木施設の復旧		近畿地方整備局（兵庫国道事務所）（姫路河川国道事務所）	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 災害応急対策用資機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4 市の災害予防に関する事務又は業務支援	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 市の災害応急対策に関する事務又は業務の支援	直轄公共土木施設の復旧		
神戸運輸監理部		1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 特に必要があると認められる場合の輸送命令	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供	1 被災地方公共団体の復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援	神戸運輸監理部		1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 特に必要があると認められる場合の輸送命令	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供	1 被災地方公共団体の復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援	
（兵庫陸運部）	所管する交通施設及び施設の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回路輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物輸送事業者に対する協力要請 5 道路輸送に係る緊急輸送命令に関する情報収集			（兵庫陸運部）	所管する交通施設及び施設の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回路輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物輸送事業者に対する協力要請 5 道路輸送に係る緊急輸送命令に関する情報収集			
大阪航空局（大阪空港事務所）		1 災害時における航空機による輸送の安全の確保 2 遭難航空機の捜索及び救助	被災空港施設（直轄）の復旧		大阪航空局（大阪空港事務所）		1 災害時における航空機による輸送の安全の確保 2 遭難航空機の捜索及び救助	航空保安施設の復旧		
大阪管区气象台（神戸海洋气象台）	防災気象知識の普及	気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	大阪管区气象台（神戸地方气象台）	防災気象知識の普及	気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の表並び伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	
近畿地方環境事務所	1 地盤沈下防止対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 3 飼育動物の保護等に係る支援	1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供及び支援	1 環境監視体制に関する支援措置 2 災害配置物等の処理	環境配慮の確保	近畿地方環境事務所	1 地盤沈下防止対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 3 飼育動物の保護等に係る支援	1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供及び支援	1 環境監視体制に関する支援措置 2 災害配置物等の処理	環境配慮の確保	

<略>

<略>

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

震災総則-7					5 指定公共機関					組織名変更による修正
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	
郵便事業株式会社 (社支店) 郵便局株式会社 (市内各郵便局)		1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策	1 被災郵政事業施設の復旧 2 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による長期融資		<u>日本郵便株式会社</u> (市内各郵便局)		1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策	1 被災郵政事業施設の復旧 2 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による長期融資		
日本銀行 (神戸支店)			金融機関に対する緊急措置の指導		日本銀行 (神戸支店)			金融機関に対する緊急措置の指導		
日本赤十字社 (兵庫県支部、加東市地区赤十字奉仕団)		1 災害時における医療救護 2 義援物資の配分			日本赤十字社 (兵庫県支部、加東市地区赤十字奉仕団)		1 災害時における医療救護 2 義援物資の配分			
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧		日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧		
西日本高速道路株式会社 (関西支社)	所管道路の整備と防災管理	所管道路の応急対策の実施	被災所管道路の復旧		西日本高速道路株式会社 (関西支社)	所管道路の整備と防災管理	所管道路の応急対策の実施	被災所管道路の復旧		
西日本旅客鉄道株式会社 (神戸支社)	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧		西日本旅客鉄道株式会社 (神戸支社)	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧		
西日本電信電話株式会社 (兵庫支店) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDD I 株式会社 (神戸支店) ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧		西日本電信電話株式会社 (兵庫支店) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDD I 株式会社 (神戸支店) ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧		
日本通運株式会社 (各支店)		災害時における緊急陸上輸送			日本通運株式会社 (各支店)		災害時における緊急陸上輸送			
関西電力株式会社 (神戸支店、姫路支店)	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧		関西電力株式会社 (神戸支店、姫路支店)	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧		
大阪ガス株式会社 (導管事業部兵庫導管部)	ガス供給設備の防災管理	ガス供給設備の応急対策の実施	被災ガス供給設備の復旧		大阪ガス株式会社 (導管事業部兵庫導管部)	ガス供給設備の防災管理	ガス供給設備の応急対策の実施	被災ガス供給設備の復旧		

震災総則－8
6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
道路輸送機関 (神姫バス株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、 <u>社団法人兵庫県トラック協会</u>)		災害時における緊急陸上輸送		
道路管理者 (兵庫県道路公社)	所管道路の整備と防災管理	所管道路の応急対策の実施	被災所管道路の災害復旧	
放送機関 (株式会社ラジオ関西、株式会社サンテレビジョン、株式会社 Kiss-FM KOBE)	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
社団法人 <u>兵庫県医師会</u>		災害時における医療救護	心的外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援	心的外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援
社団法人兵庫県エルピーガス防災協会	エルピーガス供給設備の防災管理	1 エルピーガス供給設備の応急対策の実施 2 災害時におけるエルピーガスの供給	被災エルピーガス供給設備の復旧	

震災総則－25
第1編 総則
第1章 計画の前提
第3節 地震災害の危険性と被害の特徴

第3 地震被害想定
1 想定地震の概要

過去の地震の状況や中央防災会議、地震調査研究推進本部の調査研究を基に、平成 22 年度に「兵庫県地震被害想定」が兵庫県によりとりまとめられた。

※加東市に影響を及ぼすとされる地震と加東市の被害想定は次のとおりである。

(被害想定表)

断層名	地震範囲	被害想定					
		全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死者数	負傷者数	避難者数
山崎断層	M7.5 主部南東部・草谷(くさたに)	4,271	5,860		26	77	9,63
	M7.3 主部南東部	4,379	5,579	4	273	775	9,52
	大原・土万(ひじま)・安富主部南東部	1,526	3,967	2	95	382	4,677
	主部北西部	3	61	1	0	4	45
海溝型	東海・東南海 南海	70	136	1	1	8	96
	東南海・南海	70	136	1	1	8	96
	南海	70	131	1	1	8	92

6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
道路輸送機関 (神姫バス株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、 <u>一般社団法人兵庫県トラック協会</u>)		災害時における緊急陸上輸送		
道路管理者 (兵庫県道路公社)	所管道路の整備と防災管理	所管道路の応急対策の実施	被災所管道路の災害復旧	
放送機関 (株式会社ラジオ関西、株式会社サンテレビジョン、 <u>兵庫エフエム放送株式会社</u>)	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
<u>一般社団法人兵庫県医師会</u>		災害時における医療救護	心的外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援	心的外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援
<u>一般社団法人兵庫県LPガス協会</u>	LPガス供給設備の防災管理	1 LPガス供給設備の応急対策の実施 2 災害時におけるLPガスの供給	被災LPガス供給設備の復旧	

第1編 総則
第1章 計画の前提
第3節 地震災害の危険性と被害の特徴

第3 地震被害想定
1 想定地震の概要

過去の地震の状況や中央防災会議、地震調査研究推進本部の調査研究を基に、平成 22 年度に「兵庫県地震被害想定」が兵庫県によりとりまとめられた。(南海トラフについては、平成 26 年度に被害想定の見直しがされた。)

※加東市に影響を及ぼすとされる地震と加東市の被害想定は次のとおりである。

(被害想定表)

断層名	地震範囲	被害想定					
		全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死者数	負傷者数	避難者数
山崎断層	M7.5 主部南東部・草谷(くさたに)	4,271	5,860	4	266	779	9,635
	M7.3 主部南東部	4,379	5,579	4	273	775	9,52
	大原・土万(ひじま)・安富主部南東部	1,526	3,967	2	95	382	677
	主部北西部	3	61	1	0	4	45
<u>海溝型</u>	<u>南海トラフ</u>	<u>20</u>	<u>487</u>	<u>0</u>	<u>2</u>	<u>197</u>	<u>72</u>
有馬・高槻	有馬・高槻断層帯	459	2,298	1	27	176	2,141
六甲・淡路断層帯	淡路島西岸	2	38	1	0	2	28
	六甲山地南縁・淡路島東岸	43	577	1	2	36	438

組織名変更による修正

組織名変更による修正
組織名変更による修正

組織名変更による修正

H25.11「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改正されたことによる名称修正及びH26.6兵庫県の被害想定見直しによる被害想定数の修正

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>

有馬・高槻	有馬・高槻断層帯	459	2,298	1	27	176	2,141
六甲・淡路断層帯	淡路島西岸		3	1	0	2	28
	六甲山地南縁・淡路島東岸	43	577	1	2	36	438
上町断	上町(うえまち)断層	4	4	1	1	1	2
三峠(みとけ)―京都西山断層	京都西山断層帯	1	8	1	0	0	7
大阪湾断層	大阪湾断層帯	4	71	1	0	4	51
御所谷断層	御所谷断層	129	1,452	1	7	93	1,134
<以下省略>							

震災予防-40
第2編 災害予防計画
第2章 災害応急対策に係る備えの充実
第4節 情報収集・伝達体制の強化

資料
3-2 防災行政無線・MCA無線一覧

震災予防-48
第2編 災害予防計画
第2章 災害応急対策に係る備えの充実
第9節 緊急輸送体制の整備

第1 緊急輸送路ネットワークの形成
1 緊急輸送路の設定
県が設定する緊急輸送ネットワーク（幹線緊急輸送路、一般緊急輸送路）をふまえ、地域防災拠点に集められた物資を、市内のコミュニティ防災拠点等に送るための緊急輸送路を設定する。
2 維持管理
道路管理者は、緊急輸送路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、迅速な復旧に努めるものとする。

<略>
資料
8-6 緊急輸送路一覧（県・市指定）

震災予防-49
第2編 災害予防計画
第2章 災害応急対策に係る備えの充実
第10節 避難所対策の充実

第1 避難所の指定
避難所は、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等の災害の危険性、立地条件や施設の防災性を十分考慮した上で指定するものとし、必要に応じて民間施設からも候補施設を選定し、所有者に避難所指定への協力を求める。また、避難所については、防災マップ等により市民に周知する。
1 指定避難所
浸水想定区域による最大規模の避難者数を収容できる避難所を確保するものとし、避難施設として、市内の体育館、小中学校、福祉施設などの公共施設を避難所に位置付ける。また、指定避難所が避難困難な状況

<改正後>

上町断	上町(うえまち)断層	4	4	1	1	1	2
三峠(みとけ)―京都西山断層	京都西山断層帯	1	8	1	0	0	7
大阪湾断層	大阪湾断層帯	4	71	1	0	4	51
御所谷断層	御所谷断層	129	1,452	1	7	93	1,134
<以下省略>							

第2編 災害予防計画
第2章 災害応急対策に係る備えの充実
第4節 情報収集・伝達体制の強化

資料
(削除)

第2編 災害予防計画
第2章 災害応急対策に係る備えの充実
第9節 緊急輸送体制の整備

第1 **緊急輸送道路**ネットワークの形成
1 **緊急輸送道路**の設定
県が設定する緊急輸送ネットワーク（**緊急輸送道路**）をふまえ、地域防災拠点に集められた物資を、市内のコミュニティ防災拠点等に送るための**緊急輸送道路**を設定する。
2 維持管理
道路管理者は、**緊急輸送道路**について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、迅速な復旧に努めるものとする。

<略>
資料
8-6 **緊急輸送道路**一覧（県・市指定）

第2編 災害予防計画
第2章 災害応急対策に係る備えの充実
第10節 避難所対策の充実

第1 **避難所等**の指定
市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定し、住民に対して周知する。
(1) 指定緊急避難場所
指定緊急避難場所については、災害の危険が及ばない場所又は施設を災害種別ごとに指定することとし、異なる災害に関し、危険が及ばない場合は重複して指定することができる。

<修正理由>

通信機器更新による修正

県防災計画の修正に伴う修正

H25.6 災害対策基本法の改正
・第49条の4新設
市は、防災施設の整備状況、地形等を総合的に勘案し、円滑かつ迅速な避難のた

<p>にあるときなどで、一時的な避難所として各地区（自治会）公民館等が有効に活用できる場合は、それらの施設を避難所とする。</p> <p>学校を避難所とする場合については、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平時からの協力・連携体制の充実に努める。</p> <p>2 福祉避難所</p> <p>災害時要援護者の避難を優先する避難所として、社福祉センター（ラポートやしろ）、滝野福祉センター（はびねす滝野）、東条福祉センター（とどろき荘）を福祉避難所として位置付ける。また、高齢者福祉施設と協定を締結し、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所を確保する。</p>	<p><u>指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また、市公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの（管理条件） ・異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地しているもの（立地条件） ・安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水等については、その水位よりも上に避難スペースがあるもの（構造条件） <p>(2) 指定避難所</p> <p>①指定基準</p> <p><u>指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所を確保し、1施設あたりの収容者数は概ね数百人程度までとする。（規模条件） ・速やかに被災者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの（構造条件） ・想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること（立地条件） ・車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること（交通条件） ・災害時要援護者の滞在を想定し、バリアフリー化や、相談・介助等の支援体制に配慮する。 <p>②指定順位</p> <p><u>避難所を指定する場合の順位は、原則として次の通りとし、施設管理者の同意を得た上で指定する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立小、中学校 ・その他公立学校 ・公民館 ・その他の公共施設（社会教育施設、福祉センター、文化・スポーツ施設等） ・その他の民間の施設（集会施設、体育施設、宿泊施設、寺社仏閣、社会福祉施設等） <p>③広域一時滞在への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所を予め選定し、施設管理者に対し、広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについて予め同意を得る。 ・大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めることに努める。 <p>④留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により住民に周知する。 ・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平時からの協力・連携体制の充実に努める。 ・あらかじめ高齢者・障害者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握し、福祉避難所の指定に努める。 	<p>めの立退きの確保を図るため、基準に適合する施設を、洪水、津波など異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならないとされた。</p> <p>H25.6 災害対策基本法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第49条の7新設市町は、想定される災害の状況、人口の状況等を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならないとされた。
<p>震災予防—50</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策に係る備えの充実</p> <p>第10節 避難所対策の充実</p> <p>第6 避難所管理・運営マニュアルの普及・周知</p> <p>災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、県の「避難所管理・運営の指針」等に基づき、学校等の施設管理者、その他の関係機関等とともに各避難所の実情に応じたマニュアルの作成に努める。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策に係る備えの充実</p> <p>第10節 避難所対策の充実</p> <p>第6 <u>避難所管理運営マニュアルの普及・周知</u></p> <p>災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、県の「<u>避難所管理運営指針（平成25年版）</u>」等に基づき、学校等の施設管理者、その他の関係機関等とともに各避難所の実情に応じたマニュアルの作成に努める。</p>	<p>県防災計画の修正に伴う修正</p>

震災予防-52
第2編 災害予防計画
第2章 災害応急対策に係る備えの充実
第11節 備蓄体制等の整備

第1 基本方針
 (1) 市は、市民に対し、平時から3日分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発することとする。

<略>

第3 生活必需物資

区分	特に重要な品目例
寝具	毛布、床マット、シーツほか
外衣・肌着	下着、防寒衣、衣類、くつ、スリッパほか
身の回り品	タオル、洗面用具、化粧品ほか
炊事道具・食器	食器類、哺乳瓶、紙コップ、紙皿、紙椀、箸、スプーンほか
日用品	トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、紙おむつほか
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、燃料、ストーブ、テレビ、ラジオほか

震災予防-55
第2編 災害予防計画
第2章 災害応急対策に係る備えの充実
第12節 家屋被害認定体制等の整備

第1 家屋被害認定体制等の整備
 災害時における多くの被災者支援制度において市長が発行するり災証明書が用いられることに鑑み、今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に努める。

震災予防-57
第2編 災害予防計画
第2章 災害応急対策に係る備えの充実
第13節 廃棄物対策の充実

第2 災害廃棄物処理計画の策定
 災害時に家庭等から出される廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、小野加東環境施設事務組合及び北播磨清掃事務組合等と協力して、「震災廃棄物対策指針」（平成10年10月厚生省）を参考に、地震被害想定における建物倒壊数等を考慮し、震災時のごみ発生量等を推定し、あらかじめ災害廃棄物（ガレキ、し尿）の処理計画を定めておくとともに、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておく。

第2編 災害予防計画
第2章 災害応急対策に係る備えの充実
第11節 備蓄体制等の整備

第1 基本方針
 (1) 市は、市民に対し、平時から最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発することとする。

<略>

第3 生活必需物資

区分	特に重要な品目例
寝具	毛布、床マット、シーツほか
外衣・肌着	下着、防寒衣、衣類、くつ、スリッパほか
身の回り品	タオル、洗面用具、化粧品ほか
炊事道具・食器	食器類、哺乳瓶、紙コップ、紙皿、紙椀、箸、スプーンほか
日用品	トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、紙おむつ、 <u>土のう袋、仮設トイレ、ブルーシート、ティッシュペーパー</u> ほか
光熱材料等	<u>小型エンジン発電機</u> 、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、燃料、ストーブ、テレビ、ラジオほか

第2編 災害予防計画
第2章 災害応急対策に係る備えの充実
第12節 家屋被害認定体制等の整備

第1 家屋被害認定体制等の整備
災害対策基本法第90条の2で市長は、災害発生時に、遅滞なく被害の程度を証明する書面を交付すると定められている。このため今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に努める。

第2編 災害予防計画
第2章 災害応急対策に係る備えの充実
第13節 廃棄物対策の充実

第2 災害廃棄物処理計画の策定
 災害時に家庭等から出される廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、小野加東環境施設事務組合及び北播磨清掃事務組合等と協力して、「震災廃棄物対策指針」（平成10年10月厚生省）を参考に、地震被害想定における建物倒壊数等を考慮し、震災時のごみ発生量等を推定し、あらかじめ仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、具体的に示した災害廃棄物（ガレキ、し尿）の処理計画を定めておくとともに、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておく。また、広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保を図る。

県防災計画の修正に伴う修正

県防災計画の修正に伴う修正

県防災計画の修正に伴う修正

県防災計画の修正に伴う修正

<p>震災予防-59 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策に係る備えの充実 第14節 災害時要援護者支援対策の充実 <略> 第1 健康・福祉・医療の連携 <略> 第2 災害時要援護者支援体制の確保 <略> 1 支援の対象となる災害時要援護者 <略> 2 災害時要援護者の日常的把握 <u>市は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と連携して、災害時要援護者に関する情報の把握に努める。</u> <u>また、情報の把握にあたっては消防団、地区（自治会）、自主防災組織等へ提供することについて要援護者の理解を得られるよう努めるものとする。地区（自治会）、自主防災組織等は、平時から地域内の要援護者等の実態を把握し、災害時の安否確認や避難支援を迅速にできる体制づくりに努める。</u> 3 災害時要援護者支援体制の整備 <u>(1) 市は、消防団、地区（自治会）、自主防災組織、平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と連携して、災害時要援護者の支援体制の整備に努める。また、地域における支援・協力体制が災害時において最も重要な避難支援となることから、地域協力体制の確立を推進するものとする。</u> <u>(2) 市は、災害時要援護者支援のための体制を充実させるため、県の「災害時要援護者支援指針」及び「災害時要援護者支援市町モデルマニュアル」を参考に、「災害時要援護者支援マニュアル」等の作成に努める。</u> <u>(3) 市は、災害時要援護者に関する情報を平常時から収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画の作成に努める。</u> 4 災害時要援護者への情報伝達手段の確立</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策に係る備えの充実 第14節 災害時要援護者支援対策の充実 <略> 第1 健康・福祉・医療の連携 <略> 第2 災害時要援護者支援体制の確保 <略> 1 支援の対象となる災害時要援護者 <略> 2 災害時要援護者支援体制の整備 <u>(1) 災害時要援護者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備</u> <u>市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から災害時要援護者に関する情報を把握するよう努める。このうち、少なくとも避難行動要支援者（自力での避難が困難な災害時要援護者）については、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿の作成を行う。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。</u> <u>(2) 避難行動要支援者名簿の共有</u> <u>市は、避難支援等に携わる関係者として、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対して、避難行動要支援者本人の同意を得た上であらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を行う。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</u> <u>(3) 地域における避難支援体制の整備</u> <u>市は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を定めるなどの地域における支援体制の整備に努める。</u> <u>(4) 訓練・研修の実施</u> <u>市は、災害時要援護者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、地域住民等を対象に研修会等を開催し、災害時要援護者支援に必要な人材の育成に努める。</u> <u>(5) マニュアル等の作成</u> <u>市は、災害時要援護者支援のための体制を充実させるため、県の「災害時要援護者支援指針」及び「災害時要援護者支援市町モデルマニュアル」を参考に、「災害時要援護者支援マニュアル」等の作成に努める。</u> 3 災害時要援護者への情報伝達手段の確立</p>	<p>H25.6 災害対策基本法の改正 第49条の10～13新設 ・市は、要配慮者のうち、災害が発生した場合等に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（避難行動要支援者）について避難支援等を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿）を作成しておかなければならない。 ・市は、消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、同意を得た者の名簿情報を提供するものとする。 ・市は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、同意の有無に関わらず避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することができる。</p>
<p>震災予防-68 第2編 災害予防計画 第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上 第1節 防災に関する学習等の普及 第2 市民に対する防災・減災知識の普及 <略> 2 普及内容 <略> ⑦ 食料、飲料水、物資の備蓄（3日分） ⑧ 非常持ち出し品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等） ⑨ 停電時に使用可能な暖房器具、調理器具、燃料等の確保</p>	<p>第2編 災害予防計画 第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上 第1節 防災に関する学習等の普及 第2 市民に対する防災・減災知識の普及 <略> 2 普及内容 <略> ⑦ 食料、飲料水、物資の備蓄（<u>最低でも3日間、可能な限り1週間分程度</u>） ⑧ 非常持ち出し品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等） ⑨ 停電時に使用可能な暖房器具、調理器具、燃料等の確保</p>	<p>県防災計画の修正に伴う修正</p>

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>⑩ 自主防災組織の育成 ⑪ 災害時要援護者への配慮 ⑫ ボランティア活動への参加 等</p> <p>震災予防-69 第2編 災害予防計画 第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上 第1節 防災に関する学習等の普及</p> <p>第6 学校等における防災教育 (1) 市（教育委員会）は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理に努める。 <略> ② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。 ア 一般教職員への研修会の参加促進 イ 防災教育推進指導員養成講座への参加促進 エ 震災・学校支援チーム（EARTH）養成研修等への参加 (2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、<u>児童・生徒</u>に対する防災教育を推進するため、次の事項について周知徹底に努める。 ① 学校における防災教育の充実 ア 緊急時にも適切に対応できる実践的態度や能力などを育成 イ 助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み人間としての在り方生き方を考えさせる防災教育の推進 ウ 地域の災害の特性や歴史などを踏まえた地域学習素材の開発等に努め「総合的な学習」の時間などを活用した効果的な指導の展開 エ 副読本や学習資料等を活用して防災学習の効果的な指導方法の工夫・改善を進めるとともに、研修会を通じた実践的指導力の向上 ② 学校防災体制の充実 ア 「災害対応マニュアル」の作成、見直し イ 学校が避難所となった場合を想定した、地域の人々や関係機関と連携した実践的な訓練の実施（「1.17は忘れない」地域防災訓練等） ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）を活用するなど、効果的な実施方法を工夫した実践的研修会や訓練の実施 ③ 心のケアの充実 ア 教育復興担当教員及びケア担当教員の取組を生かした教育相談体制の充実 イ 研修会などを通じた教職員のカウンセリング・マインドの向上を図り、災害や事件・事故等により心に傷を受けた児童生徒の心の理解とケアを実施 ウ 心のケアを必要とする児童・生徒への対応に関する学校と専門家、関係機関等との連携強化</p>	<p>⑩ 自主防災組織の育成 ⑪ 災害時要援護者への配慮 ⑫ ボランティア活動への参加 <u>⑬ 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）及び地震保険への加入の必要性</u> <u>⑭ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備</u> 等</p> <p>第2編 災害予防計画 第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上 第1節 防災に関する学習等の普及</p> <p>第6 学校等における防災教育 (1) 市（教育委員会）は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理に努める。 <略> ② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。 ア <u>教職員</u>への研修会の参加促進 イ 防災教育推進指導員養成講座への参加促進 ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）養成研修等への参加 (2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、<u>児童生徒</u>に対する防災教育を推進するため、次の事項について周知徹底に努める。 ① 学校における防災教育の充実 ア <u>様々な災害から自らの命を守るために、適切に判断し、主体的に行動する態度や能力</u>の育成 イ 助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み人間としての在り方生き方を考えさせる防災教育の推進 ウ 地域の災害の特性や歴史などを踏まえた地域学習素材を<u>活用するなど</u>、「総合的な学習の時間」等で<u>の</u>効果的な指導の展開 エ 副読本や学習資料等を活用して防災学習の効果的な指導方法の工夫・改善を進めるとともに、研修会を通じた実践的指導力の向上 ② 学校防災体制の充実 ア 「災害対応マニュアル」の<u>見直し</u> イ <u>地域の災害特性を考慮した防災訓練や学校が避難所となった場合を想定したものなど</u>、地域の人々や関係機関と連携した実践的な訓練等の実施（「1.17は忘れない」地域防災訓練等） ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）を活用するなど、効果的な実施方法を工夫した実践的研修会や訓練の実施 ③ 心のケアの充実 ア 教育復興担当教員及びケア担当教員の取組を生かした教育相談体制の充実 イ 研修会などを通じた教職員のカウンセリング・マインドの向上を図り、災害や事件・事故等により心に傷を受けた児童生徒の心の理解とケアを実施 ウ 心のケアを必要とする児童・生徒への対応に関する学校と専門家、関係機関等との連携強化</p>	<p>県防災計画の修正に伴う修正</p> <p>県防災計画の修正に伴う修正</p>
---	--	---

<p>震災予防-75（新設項目により現計画の挿入予定ページ番号である） 第2編 災害予防計画 第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上 （新設）</p>	<p>第2編 災害予防計画 第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上 第3節 自主防災体制の整備 <u>地域において、住民及び事業者の自主的な防災活動が、被害の拡大防止に果たす役割が大きいことを踏まえ、ボトムアップ型の地域コミュニティ活性化を促進する。</u></p> <p>第1 地区防災計画の策定 <u>市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。</u> <u>市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。</u></p>	<p>H25.6 災害対策基本法の改正 第42条第3項、同条の2新設 ・市町地域防災計画は、市町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（地区居住者等）が共同して行う防災訓練、物資及び資材の備蓄、災害発生時における地区居住者等の相互の支援等に関する計画（地区防災計画）について定めることができる。 ・地区居住者等は、市町防災会議に対し、市町地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。</p>
<p>震災予防-75（新設項目により現計画の挿入予定ページ番号である） 第2編 災害予防計画 第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上 <略> （新設）</p>	<p>第2編 災害予防計画 第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上 第4節 消防団の充実強化 <u>地域防災力の充実強化は、市民、自主防災組織、消防団、市、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であり、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化に関する事項について定める。</u></p> <p>第1 内容 1 実施機関等 (1) <u>市は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、消防団の充実強化を図る。</u> (2) <u>市民は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、地域における防災活動への積極的な参加に努める。</u> (3) <u>事業者は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮する。</u> (4) <u>大学等は、その学生の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、協力する。</u></p> <p>2 充実強化対策 (1) 市の取り組み <u>市は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進する。</u> ① <u>消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修の実施</u> ② <u>消防団員に対する教育訓練の実施</u> ③ <u>消防団活動の安全管理マニュアルの策定</u> ④ <u>消防団員の処遇の改善</u> ⑤ <u>消防団の装備の改善</u> ⑥ <u>消防団の活動拠点施設の整備</u> ⑦ <u>女性消防団員の加入促進</u> ⑧ <u>消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等による消防団員の確保</u></p>	<p>消防団を中核とした地域防災力の強化に関する法律の制定を踏まえた見直し</p>

<p>震災予防-75 第2編 災害予防計画 第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上 第3節 企業等の地域防災活動への参画促進</p> <p>第2 企業等の平常時対策 (1) 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努めることとする。 <u>(追加)</u></p>	<p>⑨ <u>大学等の協力による消防団員の確保</u> ⑩ <u>住民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進</u></p> <p>第2編 災害予防計画 第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上 第5節 企業等の地域防災活動への参画促進</p> <p>第2 企業等の平常時対策 (1) 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努めることとする。 <u>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</u></p>	<p>県防災計画の修正に伴う修正</p>
<p>震災予防-78 第2編 災害予防計画 第4章 減災のための防災基盤の整備 第2節 建築物等の耐震性の確保</p> <p>第1 計画的かつ総合的な耐震化の推進 (1) 計画的に耐震改修を進めるため、耐震診断を行うべき建築物の量と耐震診断の実施体制との関係等を考慮の上、県が定める耐震改修促進計画との整合性を確保しつつ、耐震改修を促進する計画（以下、この節において「市計画」という。）を作成する。 (2) 昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を県耐震改修促進計画及び市計画に沿って推進する。 (3) 特に防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。 <略> 第3 一般建築物の耐震化の促進 昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を県耐震改修促進計画に沿って推進する。 なお、兵庫県では、平成18年度から、従来実施している補助対象工事に加え、住宅が倒壊しても居室内で耐震性を確保（住宅が倒壊しても一室で安全性を確保）する居室耐震型（一室シェルター方式）、ツーバイフォー工法及び丸太組工法を補助対象としている。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 減災のための防災基盤の整備 第2節 建築物等の耐震性の確保</p> <p>第1 計画的かつ総合的な耐震化の推進 (1) 計画的に耐震改修を進めるため、耐震診断を行うべき建築物の量と耐震診断の実施体制との関係等を考慮の上、県が定める耐震改修促進計画との整合性を確保しつつ、耐震改修を促進する計画（以下、この節において「市計画」という。）を作成する。 (2) 昭和56年建築基準法施行令改正施行前の既存建築物の耐震改修を県耐震改修促進計画及び市計画に沿って推進する。 (3) 特に防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。 <略> 第3 一般建築物の耐震化の促進 昭和56年建築基準法施行令改正施行前の既存建築物の耐震改修を県耐震改修促進計画に沿って推進する。 なお、兵庫県では、平成18年度から、従来実施している補助対象工事に加え、住宅が倒壊しても居室内で耐震性を確保（住宅が倒壊しても一室で安全性を確保）する居室耐震型（一室シェルター方式）、ツーバイフォー工法及び丸太組工法を補助対象としている。</p>	<p>県防災計画の修正に伴う修正</p> <p>県防災計画の修正に伴う修正</p>

<p>震災予防-84 第2編 災害予防計画 第4章 減災のための防災基盤の整備 第5節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第2 地すべり防止施設の整備 <略> 2 地すべり危険個所の把握と市民への周知徹底 県が実施する地すべり危険箇所に対する警戒避難体制の整備に資する調査、状況把握、<u>土砂災害危険箇所図</u>の市民への閲覧及び市民への周知に協力する。 <略></p> <p>第3 急傾斜地崩落防止施設の整備 <略> 2 急傾斜地崩落危険個所の把握と市民への周知 県が実施する急傾斜地崩壊危険箇所に対する警戒避難体制の整備に資する調査、状況把握、<u>急傾斜地崩壊危険箇所図</u>の市民への閲覧及び周知に協力する。 <略></p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 減災のための防災基盤の整備 第5節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第2 地すべり防止施設の整備 <略> 2 地すべり危険個所の把握と市民への周知徹底 県が実施する地すべり危険箇所に対する警戒避難体制の整備に資する調査、状況把握、<u>土砂災害警戒区域図等</u>の市民への閲覧及び市民への周知に協力する。 <略></p> <p>第3 急傾斜地崩落防止施設の整備 <略> 2 急傾斜地崩落危険個所の把握と市民への周知 県が実施する急傾斜地崩壊危険箇所に対する警戒避難体制の整備に資する調査、状況把握、<u>土砂災害警戒区域図等</u>の市民への閲覧及び周知に協力する。 <略></p>	<p>県防災計画の修正に伴う修正</p> <p>県防災計画の修正に伴う修正</p>
<p>震災予防-86 第7 災害危険区域対策の実施 <略> 2 危険住宅の除去又は移転 災害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行う者にその費用の一部を補助することができる。 (1) 危険住宅の除却等に要する経費 限度額 <u>780</u>千円 助成区分 国 1/2、県 1/4、市 1/4 (2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費 限度額 <u>4,060</u>千円（建物310万円、土地96万円、造成58万円が限度） 年利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息について助成 助成区分 国 1/2、県 1/4、市 1/4 (注)助成費の助成限度額は、平成<u>24</u>年度の額である。</p>	<p>第7 災害危険区域対策の実施 <略> 2 危険住宅の除去又は移転 災害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行う者にその費用の一部を補助することができる。 (1) 危険住宅の除却等に要する経費 限度額 <u>802</u>千円 <u>負担割合</u> 国 1/2、県 1/4、市 1/4 (2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費 限度額 <u>4,150</u>千円（建物310万円、土地96万円、造成58万円が限度） 年利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息について助成 <u>負担割合</u> 国 1/2、県 1/4、市 1/4 (注)助成費の助成限度額は、平成<u>26</u>年度の額である。</p>	<p>現状にあわせた修正</p>
<p>震災予防-90 第2編 災害予防計画 第4章 減災のための防災基盤の整備 第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第2 ガス施設の整備等 <略> 2 <u>(社)兵庫県エルピーガス防災協会</u> (1) ガス施設の耐震性強化 ① 地震による配管損傷防止のためにフレキシブル配管の導入促進 ② 強度の地震にも耐える容器の転倒防止対策の検討及び対応 (2) 防災システムの強化 ① 遠隔監視システムの導入</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 減災のための防災基盤の整備 第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第2 ガス施設の整備等 <略> 2 <u>一般社団法人兵庫県LPガス協会</u> (1) ガス施設の耐震性強化 ① 地震による配管損傷防止のためにフレキシブル配管の導入促進 ② 強度の地震にも耐える容器の転倒防止対策の検討及び対応 (2) 防災システムの強化 ① 遠隔監視システムの導入</p>	<p>組織名変更による修正</p>

【新旧対照表（震災対策編）】

＜現 行＞	＜改 正 後＞	＜修正理由＞
<p>② 安全機器（マイコンメーター、ヒューズコック、ガス漏れ警報器）の取り付け促進（ほぼ100%達成）</p> <p>③ <u>地域防災事業所の設置</u></p> <p>(3) 防災体制の整備</p> <p>① 要員の確保</p> <p>② 相互協力体制の確立</p> <p>③ 防災訓練等の実施と参加</p> <p>(4) 災害防止のための普及・啓発活動の実施</p> <p>① 消費者安全教室の開催</p> <p>② 兵庫県内で震度6弱以上の地震が発生した場合、及び津波警報が発表された場合等に、「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、容器バルブの閉止等を周知する放送を㈱ラジオ関西が自動的に可能な限り反復して放送することにより、早期に<u>エルピーガス</u>の対応について、周知を図る。</p> <p>③ 各事業所は、消費者に対し、災害時における<u>エルピーガス</u>の緊急対応について周知を図る。</p> <p>第3 電気通信施設の整備等</p> <p>西日本電信電話(株)、<u>(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西</u>、<u>(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモコミュニケーションズ(株)</u>、<u>KDD I (株)</u>は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備と、関連する防災対策について努めるものとされている。</p>	<p>② 安全機器（マイコンメーター、ヒューズコック、ガス漏れ警報器）の取り付け促進（ほぼ100%達成）</p> <p>③ <u>災害時にLPガス容器の流出及びガス漏洩を防ぐ放出防止型高圧ホースの普及促進</u></p> <p>④ <u>地域防災事業所の設置</u></p> <p>(3) 防災体制の整備</p> <p>① 要員の確保</p> <p>② 相互協力体制の確立</p> <p>③ 防災訓練等の実施と参加</p> <p>(4) 災害防止のための普及・啓発活動の実施</p> <p>① 消費者安全教室の開催</p> <p>② 兵庫県内で震度6弱以上の地震が発生した場合、及び津波警報が発表された場合等に、「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、容器バルブの閉止等を周知する放送を㈱ラジオ関西が自動的に可能な限り反復して放送することにより、早期に<u>LPガス</u>の対応について、周知を図る。</p> <p>③ 各事業所は、消費者に対し、災害時における<u>LPガス</u>の緊急対応について周知を図る。</p> <p>第3 電気通信施設の整備等</p> <p>西日本電信電話<u>株式会社(兵庫支店)</u>、<u>株式会社</u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西<u>支社</u>、エヌ・ティ・ティ・ドコモコミュニケーションズ<u>株式会社</u>、<u>KDD I 株式会社</u>、<u>ソフトバンクテレコム株式会社</u>、<u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備と、関連する防災対策について努めることとされている。</p>	<p>県防災計画の修正に伴う修正</p> <p>県防災計画の修正に伴う修正</p> <p>組織名変更による修正</p>

<p>災害応急－101 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急体制の確立 第1節 応急活動体制</p> <p>第3 災害対策本部 <略> 4 本部体制 <略> ■事務分掌 <略></p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急体制の確立 第1節 応急活動体制</p> <p>第3 災害対策本部 <略> 4 本部体制 <略> ■事務分掌 <略></p>	<p><修正理由></p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="124 583 388 667">対策部</th> <th data-bbox="388 583 1389 667">事 務 分 掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="124 667 388 1883"> <p>生活対策部</p> <p>部長 福祉部長</p> <p>副部長 社会福祉課長</p> <p>担当課 社会福祉課 子育て支援課 高齢介護課 市民課 窓口センター</p> </td> <td data-bbox="388 667 1389 1883"> <p>(社会福祉課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難所設置、運営に関する事 避難者の誘導、収容に関する事 災害時要援護者等の救援に関する事 被災者に対する食料品の調達、配給に関する事 被災者に対する生活必需品の確保及び配給に関する事 救援物資の受入れ及び配送に関する事 炊き出し、学校給食施設との連絡調整に関する事 避難者の情報に関する事 行方不明者に関する事 ※避難所開設に係る区長（自治会長）及び民生委員・児童委員への協力要請 ※社会福祉協議会との連絡及び協力要請 ボランティアの受入れ及び調整に関する事 ※社会福祉協議会との連携によるボランティアセンターの立ち上げ、連絡調整 その他被災者生活救援対策に関する事 被災者の生活（福祉）相談に関する事 生活福祉資金等の融資に関する事 災害援護資金に関する事 福祉関係災害状況の収録及び応急対策実施の取りまとめに関する事 ※各種申請窓口の設置 <p>(子育て支援課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 園児の保護及び応急保育に関する事 ※保育児童の被災状況調査 ※被災児童の保護・援護 ※被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免措置等の検討、対応 部内の応援 <p>(高齢介護課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難者の誘導、収容に関する事 災害時要援護者等の救援に関する事 被災者の保険料免除（介護保険料）及び各種給付金の支払いに関する事 <p>(市民課・窓口センター)</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害窓口相談対応等に関する事（り災証明書発行含） ※各種申請窓口の設置 遺体の収容及び処置、埋火葬等に関する事 部内の応援 </td> </tr> </tbody> </table>	対策部		事 務 分 掌	<p>生活対策部</p> <p>部長 福祉部長</p> <p>副部長 社会福祉課長</p> <p>担当課 社会福祉課 子育て支援課 高齢介護課 市民課 窓口センター</p>	<p>(社会福祉課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難所設置、運営に関する事 避難者の誘導、収容に関する事 災害時要援護者等の救援に関する事 被災者に対する食料品の調達、配給に関する事 被災者に対する生活必需品の確保及び配給に関する事 救援物資の受入れ及び配送に関する事 炊き出し、学校給食施設との連絡調整に関する事 避難者の情報に関する事 行方不明者に関する事 ※避難所開設に係る区長（自治会長）及び民生委員・児童委員への協力要請 ※社会福祉協議会との連絡及び協力要請 ボランティアの受入れ及び調整に関する事 ※社会福祉協議会との連携によるボランティアセンターの立ち上げ、連絡調整 その他被災者生活救援対策に関する事 被災者の生活（福祉）相談に関する事 生活福祉資金等の融資に関する事 災害援護資金に関する事 福祉関係災害状況の収録及び応急対策実施の取りまとめに関する事 ※各種申請窓口の設置 <p>(子育て支援課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 園児の保護及び応急保育に関する事 ※保育児童の被災状況調査 ※被災児童の保護・援護 ※被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免措置等の検討、対応 部内の応援 <p>(高齢介護課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難者の誘導、収容に関する事 災害時要援護者等の救援に関する事 被災者の保険料免除（介護保険料）及び各種給付金の支払いに関する事 <p>(市民課・窓口センター)</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害窓口相談対応等に関する事（り災証明書発行含） ※各種申請窓口の設置 遺体の収容及び処置、埋火葬等に関する事 部内の応援 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1389 583 1653 667">対策部</th> <th data-bbox="1653 583 2623 667">事 務 分 掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1389 667 1653 1883"> <p>生活対策部</p> <p>部長 福祉部長</p> <p>副部長 社会福祉課長</p> <p>担当課 社会福祉課 子育て支援課 高齢介護課 市民課</p> </td> <td data-bbox="1653 667 2623 1883"> <p>(社会福祉課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難所設置、運営に関する事 避難者の誘導、収容に関する事 災害時要援護者等の救援に関する事 被災者に対する食料品の調達、配給に関する事 被災者に対する生活必需品の確保及び配給に関する事 救援物資の受入れ及び配送に関する事 炊き出し、学校給食施設との連絡調整に関する事 避難者の情報に関する事 行方不明者に関する事 ※避難所開設に係る区長（自治会長）及び民生委員・児童委員への協力要請 ※社会福祉協議会との連絡及び協力要請 ボランティアの受入れ及び調整に関する事 ※社会福祉協議会との連携によるボランティアセンターの立ち上げ、連絡調整 その他被災者生活救援対策に関する事 被災者の生活（福祉）相談に関する事 生活福祉資金等の融資に関する事 災害援護資金に関する事 福祉関係災害状況の収録及び応急対策実施の取りまとめに関する事 ※各種申請窓口の設置 <p>(子育て支援課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 園児の保護及び応急保育に関する事 ※保育児童の被災状況調査 ※被災児童の保護・援護 ※被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免措置等の検討、対応 部内の応援 <p>(高齢介護課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難者の誘導、収容に関する事 災害時要援護者等の救援に関する事 被災者の保険料免除（介護保険料）及び各種給付金の支払いに関する事 <p>(市民課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害窓口相談対応等に関する事（り災証明書発行含） ※各種申請窓口の設置 遺体の収容及び処置、埋火葬等に関する事 部内の応援 </td> </tr> </tbody> </table>	対策部	事 務 分 掌	<p>生活対策部</p> <p>部長 福祉部長</p> <p>副部長 社会福祉課長</p> <p>担当課 社会福祉課 子育て支援課 高齢介護課 市民課</p>
対策部	事 務 分 掌								
<p>生活対策部</p> <p>部長 福祉部長</p> <p>副部長 社会福祉課長</p> <p>担当課 社会福祉課 子育て支援課 高齢介護課 市民課 窓口センター</p>	<p>(社会福祉課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難所設置、運営に関する事 避難者の誘導、収容に関する事 災害時要援護者等の救援に関する事 被災者に対する食料品の調達、配給に関する事 被災者に対する生活必需品の確保及び配給に関する事 救援物資の受入れ及び配送に関する事 炊き出し、学校給食施設との連絡調整に関する事 避難者の情報に関する事 行方不明者に関する事 ※避難所開設に係る区長（自治会長）及び民生委員・児童委員への協力要請 ※社会福祉協議会との連絡及び協力要請 ボランティアの受入れ及び調整に関する事 ※社会福祉協議会との連携によるボランティアセンターの立ち上げ、連絡調整 その他被災者生活救援対策に関する事 被災者の生活（福祉）相談に関する事 生活福祉資金等の融資に関する事 災害援護資金に関する事 福祉関係災害状況の収録及び応急対策実施の取りまとめに関する事 ※各種申請窓口の設置 <p>(子育て支援課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 園児の保護及び応急保育に関する事 ※保育児童の被災状況調査 ※被災児童の保護・援護 ※被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免措置等の検討、対応 部内の応援 <p>(高齢介護課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難者の誘導、収容に関する事 災害時要援護者等の救援に関する事 被災者の保険料免除（介護保険料）及び各種給付金の支払いに関する事 <p>(市民課・窓口センター)</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害窓口相談対応等に関する事（り災証明書発行含） ※各種申請窓口の設置 遺体の収容及び処置、埋火葬等に関する事 部内の応援 								
対策部	事 務 分 掌								
<p>生活対策部</p> <p>部長 福祉部長</p> <p>副部長 社会福祉課長</p> <p>担当課 社会福祉課 子育て支援課 高齢介護課 市民課</p>	<p>(社会福祉課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難所設置、運営に関する事 避難者の誘導、収容に関する事 災害時要援護者等の救援に関する事 被災者に対する食料品の調達、配給に関する事 被災者に対する生活必需品の確保及び配給に関する事 救援物資の受入れ及び配送に関する事 炊き出し、学校給食施設との連絡調整に関する事 避難者の情報に関する事 行方不明者に関する事 ※避難所開設に係る区長（自治会長）及び民生委員・児童委員への協力要請 ※社会福祉協議会との連絡及び協力要請 ボランティアの受入れ及び調整に関する事 ※社会福祉協議会との連携によるボランティアセンターの立ち上げ、連絡調整 その他被災者生活救援対策に関する事 被災者の生活（福祉）相談に関する事 生活福祉資金等の融資に関する事 災害援護資金に関する事 福祉関係災害状況の収録及び応急対策実施の取りまとめに関する事 ※各種申請窓口の設置 <p>(子育て支援課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 園児の保護及び応急保育に関する事 ※保育児童の被災状況調査 ※被災児童の保護・援護 ※被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免措置等の検討、対応 部内の応援 <p>(高齢介護課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難者の誘導、収容に関する事 災害時要援護者等の救援に関する事 被災者の保険料免除（介護保険料）及び各種給付金の支払いに関する事 <p>(市民課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害窓口相談対応等に関する事（り災証明書発行含） ※各種申請窓口の設置 遺体の収容及び処置、埋火葬等に関する事 部内の応援 								

市役所庁舎統合に伴う修正

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p><略></p> <p>環境対策部</p> <p>部長 市民安全部長</p> <p>副部長 生活課長 保険・医療課長</p> <p>担当課等 生活課 保険・医療課</p> <p>窓口センター</p>	<p>(生活課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 環境衛生施設等の被害調査及び環境対策に関すること 応急仮設トイレに関すること し尿の緊急汲み取りに関すること 愛玩動物の収容、保護、情報提供等に関すること 災害に伴う水質汚濁等、公害に係る調査及び防止対策に関すること 災害廃棄物対策に関すること <p>(保険・医療課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 部内の応援 ※医療保険制度等の一部負担金等の減免措置の検討 <p>(窓口センター)</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害窓口相談対応等に関すること（り災証明書発行含） ※庁舎の被害状況調査及び応急対策の実施（機能確保） 災害対策物資、資材の調達及び配送に関すること 救援物資の受入れ及び配送に関すること 部内の応援 	<p><略></p> <p>環境対策部</p> <p>部長 市民安全部長</p> <p>副部長 生活課長 保険・医療課長</p> <p>担当課等 生活課 保険・医療課</p> <hr/>	<p>(生活課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 環境衛生施設等の被害調査及び環境対策に関すること 応急仮設トイレに関すること し尿の緊急汲み取りに関すること 愛玩動物の収容、保護、情報提供等に関すること 災害に伴う水質汚濁等、公害に係る調査及び防止対策に関すること 災害廃棄物対策に関すること <p>(保険・医療課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 部内の応援 ※医療保険制度等の一部負担金等の減免措置の検討 <p><u>(削除)</u></p>	<p>市役所庁舎統合に伴う修正</p>
<p><略></p> <p>農林対策部</p> <p>部長 地域整備部長</p> <p>副部長 農村整備課長</p> <p>担当課等 農林課 農村整備課 農業委員会 地域振興課 窓口センター</p>	<p>(農林課・農村整備課・農業委員会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 警戒パトロール実施に関すること(土砂災害危険箇所含) ため池の被害調査及び応急対策に関すること 農林施設、山地の被害調査及び応急対策に関すること 治山施設の被害調査及び応急対策に関すること 農畜産物及び施設の被害調査及び応急対策に関すること 作物、家畜の伝染病の予防、防疫、処理等に関すること 農林業関係機関及び団体との連携の総合調整に関すること 農林関係災害状況及び応急対策実施状況の収録に関すること 被災農家に対する農業共済金の支払いに関すること 農作物の種子（苗）の確保及び斡旋に関すること 被災農畜産業者に対する資金の融資に関すること ※穀物の調達 <p>(地域振興課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 観光客の安全確保に関すること 救助救援物資、資機材確保、調達、配布に関すること 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること 商工業被害等の調査に関すること 商工業関係機関及び団体との連絡調整に関すること 被災者の雇用の促進要請に関すること 中小企業等の災害復旧資金の融資に関すること 部内の応援 <p>(窓口センター)</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害窓口相談対応等に関すること（り災証明書発行含） ※庁舎の被害状況調査及び応急対策の実施（機能確保） 災害対策物資、資材の調達及び配送に関すること 救援物資の受入れ及び配送に関すること 部内の応援 	<p><略></p> <p>農林対策部</p> <p>部長 地域整備部長</p> <p>副部長 農村整備課長</p> <p>担当課等 農林課 農村整備課 農業委員会 地域振興課</p> <hr/>	<p>(農林課・農村整備課・農業委員会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 警戒パトロール実施に関すること(土砂災害危険箇所含) ため池の被害調査及び応急対策に関すること 農林施設、山地の被害調査及び応急対策に関すること 治山施設の被害調査及び応急対策に関すること 農畜産物及び施設の被害調査及び応急対策に関すること 作物、家畜の伝染病の予防、防疫、処理等に関すること 農林業関係機関及び団体との連携の総合調整に関すること 農林関係災害状況及び応急対策実施状況の収録に関すること 被災農家に対する農業共済金の支払いに関すること 農作物の種子（苗）の確保及び斡旋に関すること 被災農畜産業者に対する資金の融資に関すること ※穀物の調達 <p>(地域振興課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 観光客の安全確保に関すること 救助救援物資、資機材確保、調達、配布に関すること 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること 商工業被害等の調査に関すること 商工業関係機関及び団体との連絡調整に関すること 被災者の雇用の促進要請に関すること 中小企業等の災害復旧資金の融資に関すること 部内の応援 <p><u>(削除)</u></p>	<p>市役所庁舎統合に伴う修正</p> <p>市役所庁舎統合に伴う修正</p>

震災応急-109

第3編 災害応急対策計画

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第2節 情報の収集・伝達及び報告

第1 情報収集・伝達手段の確保

1 通信機能の確保

通信設備の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。

主な通信手段

主な通信手段		主通信区
有線	一般加入電話・FAX・市ホームページ、CATV（TV映像及び音声告知送、電話等をいう。以下同じ）	災害対策本部～防災関係機関・市民 ※CATV電話は域のみ ※1
	災害時優先電話	
	防災気象情報提供システム	神戸海洋気台～災害対策本部・消防本部
	土砂災害情報相互通報システム	気会～災害策部CAT（映像）～市民等 ※1
有線／無線	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェックス防災システム）	災害対策本部～消防本部・近市町・防関係機関
無	兵衛星通信ネットワーク（衛星／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関
	防災行政無線無線（移動系）	災害対策本部～災害現場避難所※2
	MCA線	災害対策本部～害現場・避難所※3
	携帯電	災害対策本部～災害場
	かとう安全安心ネット エリアメール・緊急速報メール 公共情報コモンズ	災害対策本部～民等

※1 滝野地域の音声告知放送、電話は平成25年以降

※2 東条地域に限る。

※3 社、滝野地域に限る。

2 代替通信手段の確保

市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じるときは、次の代替通信手段を確保する。

(1) 災害時無線電話の利用

社庁舎に設置している災害時優先電話を活用する。

(2) 非常・緊急通話の利用

災害時優先電話により、市外局番なしの「102」をダイヤルし、西日本電信電話株のオペレーターに非常・緊急通話の利用を申し込む。

(3) アマチュア無線の協力要請

兵庫県無線赤十字奉仕団等に、無線通信による通信協力を要請する。

第3編 災害応急対策計画

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第2節 情報の収集・伝達及び報告

第1 情報収集・伝達手段の確保

1 通信機能の確保

通信設備の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。

主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・FAX・市ホームページ、CATV（TV映像及び音声告知放送、電話等をいう。以下同じ）	災害対策本部～防災関係機関・市民 ※CATV電話は域内のみ
	災害時優先電話	
	防災気象情報提供システム	神戸海洋気象台～災害対策本部・消防本部
	土砂災害情報相互通報システム	気象会社～災害対策本部～CATV（映像）～市民等
有線／無線	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェックス防災システム）	災害対策本部～消防本部・県・近隣市町・防関係機関
無線	兵衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関
	携帯電話	災害対策本部～災害現場
	かとう安全安心ネット エリアメール・緊急速報メール 公共情報コモンズ	災害対策本部～市民等

2 代替通信手段の確保

市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じるときは、次の代替通信手段を確保する。

(1) 災害時無線電話の利用

市役所に設置している災害時優先電話を活用する。

(2) 非常・緊急通話の利用

災害時優先電話により、市外局番なしの「102」をダイヤルし、西日本電信電話株のオペレーターに非常・緊急通話の利用を申し込む。

(3) アマチュア無線の協力要請

兵庫県無線赤十字奉仕団等に、無線通信による通信協力を要請する。

通信機器更新による修正

市役所庁舎統合に伴う修正

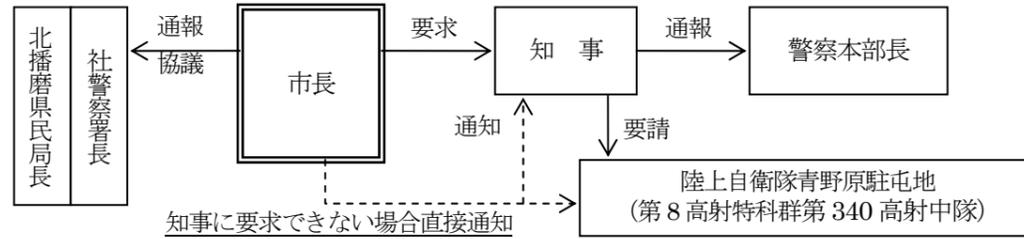
震災応急-115

第3編 災害応急対策計画
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立
第3節 防災関係機関等との連携促進

第1 自衛隊への派遣要請

- 1 災害派遣要請の方法（市長→知事→自衛隊）

■派遣及び撤収要請手続経路



震災応急-121

第3編 災害応急対策計画
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立
第4節 災害救助法の適用

1 適用基準

- (1) 適用基準

<略>

- ③ 県の区域内で住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別な事情（※）がある場合であって、多数の世帯の住家が滅した場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号）

<略>

2 救助内容

- (1) 実施項目

地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。

ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。

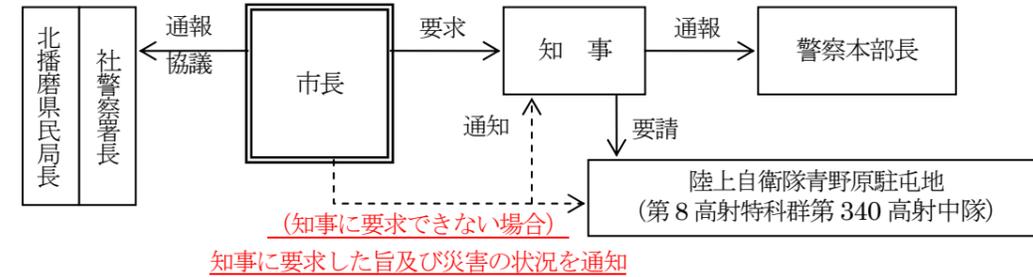
実施項目	実期
避所の供与	7日以内
応急仮設住宅の供与	2年以内 (20日以内に着工)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内
飲料水の供給	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内

第3編 災害応急対策計画
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立
第3節 防災関係機関等との連携促進

第1 自衛隊への派遣要請

- 1 災害派遣要請の方法（市長→知事→自衛隊）

■派遣及び撤収要請手続経路



第3編 災害応急対策計画
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立
第4節 災害救助法の適用

1 適用基準

- (1) 適用基準

<略>

- ③ 県の区域内で住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別な事情（※）がある場合であって、多数の世帯の住家が滅した場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号）

<略>

2 救助内容

- (1) 実施項目

地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。

ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。

実施項目	実施期間
避難所の供与	7日以内
応急仮設住宅の供与	2年以内 (20日以内に着工)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内
飲料水の供給	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内

県防災計画の修正に伴う修正

県防災計画の修正に伴う修正

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<table border="1"> <tr> <td>医療及び助産</td> <td>14日以内 分娩の日から7日以内</td> </tr> <tr> <td>災害にかかった者の救出</td> <td>3以内</td> </tr> <tr> <td>災害にかかった住宅の応急修理</td> <td>1ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>学用品の給</td> <td>教科書等1ヶ月以内 文房具等1日以内</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>10日以内</td> </tr> <tr> <td>死体の捜索及び処理</td> <td>10日以内</td> </tr> <tr> <td>災害によって住居又はその周辺に運ばれた石、竹木等で日常生活に著し障及ぼしているものの除去</td> <td>10日以内</td> </tr> </table>	医療及び助産	14日以内 分娩の日から7日以内	災害にかかった者の救出	3以内	災害にかかった住宅の応急修理	1ヶ月以内	学用品の給	教科書等1ヶ月以内 文房具等1日以内	埋葬	10日以内	死体の捜索及び処理	10日以内	災害によって住居又はその周辺に運ばれた石、竹木等で日常生活に著し障及ぼしているものの除去	10日以内		<table border="1"> <tr> <td>医療及び助産</td> <td>14日以内 分娩の日から7日以内</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>3日以内</td> </tr> <tr> <td>被災した住宅の応急修理</td> <td>1ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td>教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>10日以内</td> </tr> <tr> <td>死体の捜索及び処理</td> <td>10日以内</td> </tr> <tr> <td>災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</td> <td>10日以内</td> </tr> </table>	医療及び助産	14日以内 分娩の日から7日以内	被災者 の救出	3日以内	被災した 住宅の応急修理	1ヶ月以内	学用品の給与	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内	埋葬	10日以内	死体の捜索及び処理	10日以内	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内		<p>県防災計画の修正に伴う修正</p>
医療及び助産	14日以内 分娩の日から7日以内																															
災害にかかった者の救出	3以内																															
災害にかかった住宅の応急修理	1ヶ月以内																															
学用品の給	教科書等1ヶ月以内 文房具等1日以内																															
埋葬	10日以内																															
死体の捜索及び処理	10日以内																															
災害によって住居又はその周辺に運ばれた石、竹木等で日常生活に著し障及ぼしているものの除去	10日以内																															
医療及び助産	14日以内 分娩の日から7日以内																															
被災者 の救出	3日以内																															
被災した 住宅の応急修理	1ヶ月以内																															
学用品の給与	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内																															
埋葬	10日以内																															
死体の捜索及び処理	10日以内																															
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内																															
<p>震災応急－130 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 交通・輸送対策</p> <p>第1 交通保持対策 <略> 3 陸上交通の確保 <略> (4) 道路の応急復旧作業 道路管理者は、次の措置を講じるものとする。 ① 道路啓開の実施 ア 救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。 イ 被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送（交通）路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。 ② 応急復旧業務に係る建設業者等との協力 建設業協会等と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。</p>		<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 交通・輸送対策</p> <p>第1 交通保持対策 <略> 3 陸上交通の確保 <略> (4) 道路の応急復旧作業 道路管理者は、次の措置を講じるものとする。 ① 道路啓開の実施 ア 救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。 イ 被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急交通路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。 ② 応急復旧業務に係る民間団体等との協力 民間団体等と連携・協力し、災害発生時には、必要に応じて障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。</p>		<p>県防災計画の修正に伴う修正</p>																												
<p>震災応急－132 第2 緊急輸送対策 1 緊急輸送に当たっての基本的事項 <略> (2) 輸送路等に関する状況の把握 広域応援を実施する場合に備え、社警察署、各道路管理者、鉄道事業者に関係する機関等と連携し、緊急輸送路予定路線等の状況把握に努める。</p>		<p>第2 緊急輸送対策 1 緊急輸送に当たっての基本的事項 <略> (2) 輸送路等に関する状況の把握 広域応援を実施する場合に備え、社警察署、各道路管理者、鉄道事業者に関係する機関等と連携し、緊急輸送道路予定路線等の状況把握に努める。</p>		<p>県防災計画の修正に伴う修正</p>																												
<p>震災応急－133 第3 ヘリコプターの運航 3 要請先 要請の連絡先は次のとおりとする。 (1) 昼間（9:00～17:30） 神戸市消防局警防部司令課 TEL <u>(078) 331-0986</u> FAX <u>(078) 331-0987</u></p>		<p>第3 ヘリコプターの運航 3 要請先 要請の連絡先は次のとおりとする。 (1) 昼間（9:00～17:30） 神戸市消防局警防部司令課 TEL <u>(078) 325-8519</u> FAX <u>(078) 325-8529</u></p>		<p>現状にあわせた修正</p>																												

<p>震災応急—136 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策</p> <p>第2 避難・誘導 <略> 2 避難誘導 (1) 避難の誘導は、消防機関、警察、自主防災組織、自治会等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平時から避難経路の安全性の向上に努める。 (2) 避難の誘導は、道路、橋梁等の状況から安全な経路を選び誘導する。 特に、危険箇所にはロープ等での明示や誘導員の配置に努める。また、夜間では、照明の確保に努める。 (3) 避難にあたっては、あらかじめ名簿や避難支援計画等により災害時要援護者の所在を把握しておくとともに、避難支援者、自主防災組織等、地域の協力等を得て、避難誘導と確認を行う。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策</p> <p>第2 避難・誘導 <略> 2 避難誘導 (1) 避難の誘導は、消防機関、警察、自主防災組織、自治会等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平時から避難経路の安全性の向上に努める。 (2) 避難の誘導は、道路、橋梁等の状況から安全な経路を選び誘導する。 特に、危険箇所にはロープ等での明示や誘導員の配置に努める。また、夜間では、照明の確保に努める。 (3) 避難にあたっては、あらかじめ名簿や避難支援計画等により災害時要援護者の所在を把握しておくとともに、避難支援者、自主防災組織等、地域の協力等を得て、避難誘導と確認を行う。 <u>(4) 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。</u> <u>(5) 避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。</u></p>	<p>県防災計画の修正に伴う修正</p>
<p>震災応急—139 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策</p> <p>第5 避難所の運営 <略> 4 保険・衛生対策 (1) 救護等の活動 ① 救護所を設置していない避難所等にあっても、救護班による巡回活動を行う。 ② 県の実施する災害によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等に速やかに対処するための心療内科等の救護所の設置及び避難所への訪問活動等に協力する。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策</p> <p>第5 避難所の運営 <略> 4 保険・衛生対策 (1) 救護等の活動 ① 救護所を設置していない避難所等にあっても、救護班による巡回活動を行う。 ② 県の実施する災害によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等に速やかに対処するための心療内科等の救護所の設置及び避難所への訪問活動等に協力する。 <u>③ やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境を確保する。</u></p>	<p>県防災計画の修正に伴う修正</p>
<p>震災応急—142 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第5節 住宅の確保</p> <p>1 応急仮設住宅の建設 <略> (4) 供給方法 平時から、業界の協力を得られるよう努めるとともに、あらかじめ建設可能な土地を把握しておく。 市内での建設業者や資機材の確保が困難な場合、次の事項を可能な限り示して県に建設業者や資機材の供</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第5節 住宅の確保</p> <p>1 応急仮設住宅の建設 <略> (4) 供給方法 平時から、業界の協力を得られるよう努めるとともに、あらかじめ建設可能な土地を把握しておく。 <u>なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に充分配慮するもの</u></p>	<p>県防災計画の修正に伴う修正</p>

<p>給あつせん等を要請する。</p> <p>① 被害戸数 ② 設置を必要とする戸数 ③ 調達を必要とする建設業者数 ④ 連絡責任者 ⑤ その他参考となる事項</p> <p>震災応急-147 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第3 緊急物資の供給 <略></p> <p>2 品目</p> <p>(1) 生活必需品 寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料 ※毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。 ※障害者等に対する車いす、補聴器、ストマ用器具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する。</p> <p>(2) 応急復旧用物資 シート、テント、鋼材、セメントほか</p> <p>(3) 防災関係物資 毛布、簡易ベッドほか</p> <p>震災応急-166 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第13節 災害ボランティアの要請・受入れ</p> <p><u>1 災害救援専門ボランティアの派遣要請</u> 被害が大規模となり専門的なボランティアの必要が生じた場合に社会福祉協議会と連携して、県に災害救援の専門災害救援専門ボランティア（ひょうご・フェニックス救援隊「HEART-PHOENIX」）の派遣を要請する。 <u>災害救援専門ボランティアの活動分野</u></p> <p>(1) <u>救急・救助</u> (2) <u>医療（医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）</u> (3) <u>介護</u> (4) <u>建物判定</u> (5) <u>手話通訳</u> (6) <u>情報・通信</u> (7) <u>ボランティアのコーディネート</u> (8) <u>輸送</u></p> <p><u>2 災害ボランティアの受け入れ</u></p>	<p><u>とする。</u> 市内での建設業者や資機材の確保が困難な場合、次の事項を可能な限り示して県に建設業者や資機材の供給あつせん等を要請する。</p> <p>① 被害戸数 ② 設置を必要とする戸数 ③ 調達を必要とする建設業者数 ④ 連絡責任者 ⑤ その他参考となる事項</p> <p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第3 緊急物資の供給 <略></p> <p>2 品目</p> <p>(1) 生活必需品 寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料 ※毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、<u>小型エンジン発電機、ティッシュペーパー、仮設トイレ</u>など、必要性の高い品目には、特に配慮する。 ※障害者等に対する車いす、補聴器、ストマ用器具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する。</p> <p>(2) 応急復旧用物資 シート、テント、鋼材、セメント、<u>土のう袋</u>ほか</p> <p>(3) 防災関係物資 毛布、簡易ベッドほか</p> <p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第13節 災害ボランティアの要請・受入れ</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>1 災害ボランティアの受け入れ</u></p>	<p>県防災計画の修正に伴う修正</p> <p>県防災計画の修正に伴う修正</p>
--	--	---

<p>社会福祉協議会は、次の受け入れ措置を講じるものとする。</p> <p>震災応急－170 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第15節 ライフラインの応急対策</p> <p>第2 ガスの確保 [実施関係機関：(社)エルピーガス防災協会] (社)エルピーガス防災協会は、以下のとおり応急対策等を実施するものとされている。</p> <p>1 (社)エルピーガス防災協会</p> <p>(1) 災害発生直後の対応</p> <p>① 災害対策本部の設置 大規模な災害の発生、あるいは災害の発生が予想される場合には、直ちに(社)エルピーガス防災協会内に、(社)エルピーガス防災協会災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じる。</p> <p>② 情報の収集伝達 防災組織を通じ、各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達する。</p> <p>③ 応急対策の実施 ア 緊急措置の周知 (株)ラジオ関西との「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、エルピーガスの容器バルブの閉止等を周知する内容を、(株)ラジオ関西が自動的に反復して放送することにより周知を図る。</p> <p>イ ローラー作戦の展開 エルピーガス消費家庭等が、災害のため広範囲にわたって被害を受け、エルピーガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、応急対策を実施する。</p> <p>ウ 危険箇所からの容器の撤収 ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険な状態にある容器の撤収については、消防本部等との協力を得て迅速に回収する。</p> <p>エ 災害時要援護者対策 エルピーガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障害者等の家庭をチェックし、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施する。</p> <p>オ エルピーガスの供給 要請により病院、避難所等を優先に、エルピーガスの供給を行う。</p> <p>カ 電話相談窓口の開設 災害対策本部及びキーステーションに、エルピーガス電話相談窓口を開設し、都市ガス事業者とも連絡をとりながら市民の要望に対応する。</p> <p>キ 不要容器の回収 不要となったエルピーガス容器については、市の廃棄物担当セクションと連携を取りながら、迅速に回収する。また、災害時に使用する容器には、不要になった時の返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど、返却を周知する。</p> <p>ク 要員の確保 県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿エルピーガス防災協会連合会の相互応援協定等に基づき、他府県から協力を得る。</p>	<p>社会福祉協議会は、次の受け入れ措置を講じるものとする。</p> <p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第15節 ライフラインの応急対策</p> <p>第2 ガスの確保 [実施関係機関：<u>一般社団法人兵庫県LPガス協会</u>] <u>一般社団法人兵庫県LPガス協会</u>は、以下のとおり応急対策等を実施するものとされている。</p> <p>1 <u>一般社団法人兵庫県LPガス協会</u></p> <p>(1) 災害発生直後の対応</p> <p>① 災害対策本部の設置 大規模な災害の発生、あるいは災害の発生が予想される場合には、直ちに<u>一般社団法人兵庫県LPガス協会</u>内に、<u>一般社団法人兵庫県LPガス協会</u>災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じる。</p> <p>② 情報の収集伝達 防災組織を通じ、各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達する。</p> <p>③ 応急対策の実施 ア 緊急措置の周知 (株)ラジオ関西との「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、<u>LPガス</u>の容器バルブの閉止等を周知する内容を、(株)ラジオ関西が自動的に反復して放送することにより周知を図る。</p> <p>イ ローラー作戦の展開 <u>LPガス</u>消費家庭等が、災害のため広範囲にわたって被害を受け、<u>LPガス</u>容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、応急対策を実施する。</p> <p>ウ 危険箇所からの容器の撤収 ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険な状態にある容器の撤収については、消防本部等との協力を得て迅速に回収する。</p> <p>エ 災害時要援護者対策 <u>LPガス</u>販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障害者等の家庭をチェックし、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施する。</p> <p>オ <u>LPガス</u>の供給 要請により病院、避難所等を優先に、<u>LPガス</u>の供給を行う。</p> <p>カ 電話相談窓口の開設 災害対策本部及びキーステーションに、<u>LPガス</u>電話相談窓口を開設し、都市ガス事業者とも連絡をとりながら市民の要望に対応する。</p> <p>キ 不要容器の回収 不要となった<u>LPガス</u>容器については、市の廃棄物担当セクションと連携を取りながら、迅速に回収する。また、災害時に使用する容器には、不要になった時の返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど、返却を周知する。</p> <p>ク 要員の確保 県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿エルピーガス防災協会連合会の相互応援協定等に基づき、他府県から協力を得る。</p>	<p>組織名変更に伴う修正</p> <p>県防災計画の修正に伴う修正</p>
---	---	--

<p>震災応急－183 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第21節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等</p> <p>第2 道路 〔実施関係機関：道路管理者〕 道路管理者は次の措置を講じるものとする。 (1) 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。 (2) 危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や市民への周知を図る。 (3) 緊急輸送路について重点的に点検し、状況により復旧、確保を図る。 (4) 危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施する。</p> <p>震災復旧－187 第4編 災害復旧計画 第1章 災害復旧事業の実施 第1 災害復旧事業の種類 (1) <u>公共土木施設復旧事業</u> <略> 第2 激甚災害の指定に関する事項 1 激甚災害に係る財政援助措置 (1) 激甚災害に係る財政援助措置 <略> ⑧ <u>身体障害者更生援護施設災害復旧事業</u> ⑨ <u>知的障害者援護施設災害復旧事業</u> ⑩ <u>婦人保護施設災害復旧事業</u> ⑪ <u>感染症指定医療機関災害復旧事業</u> ⑫ <u>感染症予防事業</u> ⑬ <u>堆積土砂排除事業</u> ⑭ <u>湛水排除事業</u> <略> 2 極地激甚災害に係る財政援助措置 <略> ⑧ <u>身体障害者更生援護施設災害復旧事業</u> ⑨ <u>知的障害者援護施設災害復旧事業</u> ⑩ <u>婦人保護施設災害復旧事業</u> ⑪ <u>感染症指定医療機関災害復旧事業</u> ⑫ <u>感染症予防事業</u> ⑬ <u>堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）</u> ⑭ <u>湛水排除事業</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第21節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等</p> <p>第2 道路 〔実施関係機関：道路管理者〕 道路管理者は次の措置を講じるものとする。 (1) 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。 (2) 危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や市民への周知を図る。 (3) <u>緊急輸送道路</u>について重点的に点検し、状況により復旧、確保を図る。 (4) 危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施する。</p> <p>第4編 災害復旧計画 第1章 災害復旧事業の実施 第1 災害復旧事業の種類 (1) <u>公共土木施設災害復旧事業</u> <略> 第2 激甚災害の指定に関する事項 1 激甚災害に係る財政援助措置 (1) 激甚災害に係る財政援助措置 <略> ⑧ <u>障害者福祉施設災害復旧事業</u> ⑨ <u>婦人保護施設災害復旧事業</u> ⑩ <u>感染症指定医療機関災害復旧事業</u> ⑪ <u>感染症予防事業</u> ⑫ <u>堆積土砂排除事業</u> ⑬ <u>湛水排除事業</u> <略> 2 極地激甚災害に係る財政援助措置 <略> ⑧ <u>障害者福祉施設災害復旧事業</u> ⑨ <u>婦人保護施設災害復旧事業</u> ⑩ <u>感染症指定医療機関災害復旧事業</u> ⑪ <u>感染症予防事業</u> ⑫ <u>堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）</u> ⑬ <u>湛水排除事業</u></p>	<p>県防災計画の修正に伴う修正</p> <p>県防災計画の修正に伴う修正</p> <p>県防災計画の修正に伴う修正</p>
---	---	--

<p>災害復興－198 第5編 災害復興計画 第2章 復興計画の策定</p> <p>第2 復興計画の内容 1 基本的考え方 総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定する。</p>	<p>第5編 災害復興計画 第2章 復興計画の策定</p> <p>第2 復興計画の内容 1 基本的考え方 総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定する。 <u>市は、必要に応じ、国の復興基本指針や県の復興計画（復興方針）に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地再開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。</u> <u>市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。</u></p>	<p>県防災計画の修正に伴う修正</p>
---	--	----------------------